

## 長岡市除雪共助組織装備準備支援事業補助金交付要領

### 1 事業概要

屋根雪下ろし時の死傷事故の防止を目的として、自力での除排雪が困難な世帯（以下、除雪困難世帯という。）を支援する共助組織の立ち上げ促進と除雪作業中の安全確保を図るため、小型除雪機や安全用具の購入に要する経費を補助します。

なお、この事業は、長岡市補助金等交付規則（昭和36年規則第6号）に定めるもののほか、この「長岡市除雪共助組織装備準備支援事業補助金交付要領」に基づき実施します。

### 2 補助対象団体

- (1) 長岡市内に所在する集落、町内会、自主防災会、集落・町内会を基盤とする共助組織（5人以上で構成のこと）、NPO法人等の営利を目的としない団体

※新たに立ち上げる団体も可能です。

※ボランティア団体等が申請を希望する場合は、上記団体を通じて申請してください。

- (2) 補助対象団体数は、事業実施年度ごとに決定します。

### 3 補助対象物品

以下の(1)または(2)の物品が補助対象です。

※新品購入を対象とし、個人売買や配送料等諸経費は補助対象外です。

- (1) ハンドガイド式小型除雪機

馬力等は問いません。搭乗式やオプション購入は対象外です。

- (2) 安全用具

① 安全はしご

次の両方を満たすはしごが対象です。

A: はしごから、まっすぐ屋根に乗り移ることができるもの（最上段のステップから手がかり部分の先端までが概ね50センチ以上あるもの）

B: はしごの横滑りを防ぐための安全対策がとられているもの（安定器等）

※上記に加え、安全対策のためのオプション購入や加工代も対象とします。

② 安全装備品（安全帯、カラビナ、命綱、ヘルメット等）

命綱を付けて除雪作業を行う（または行うことを予定する）団体が対象です。

### 4 補助要件

- (1) 次の全ての要件に該当することとします。

- ① 団体で除雪作業ルールを定め、除雪困難世帯への支援活動で使用するもの。
  - ② 除雪困難世帯の屋根雪下ろしや、屋根雪下ろしに付随して個人敷地内で行う除排雪作業で使用するもの。
  - ③ 既に同様の支援活動を行っている場合は、今回の用具買替等による支援先の拡充など、活動を強化すること。
  - ④ 除排雪作業は2人以上で行うこと。
  - ⑤ 作業による事故等については、自己責任となるため、安全に十分注意し、作業を行うこと。（任意保険への加入をご検討ください。）
  - ⑥ 交付決定を受けた翌年度以降も支援活動を行い、交付決定を受けた翌年度から起算して2年間について、毎年度の活動状況を市に報告すること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合、補助金の交付を受けることはできません。
- ① 他の補助金と重複して補助金を受ける場合
  - ② 営利目的での活動を行う場合
  - ③ 上記のほか、補助が適当でないと認められる場合
  - ④ 令和4年度「長岡市除雪共助組織支援事業」または令和5年度「長岡市除雪共助組織装備準備支援事業補助金」において小型除雪機を購入した団体が、再度本補助金で小型除雪機を購入しようとする場合。（安全用具の購入は対象です。）

## 5 補助金額

ハンドガイド式小型除雪機または安全用具の購入に要する経費の3分の2の額（千円未満の端数が生じた場合は切捨て）とします。ただし、10万円を上限額とします。

## 6 交付申請

補助金の交付を受けようとする場合は、長岡市除雪共助組織装備準備支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び次の関係書類を提出してください。

- ① 団体構成員名簿
- ② 団体で定めた除排雪の支援にかかるルール
- ③ 支援対象者一覧
- ④ 補助対象物品の保管場所
- ⑤ 補助対象物品の見積書又はその写し
- ⑥ 補助対象物品のカタログなど規格等が確認できる資料

## 7 交付決定

補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、決定通知書（様式第2号）により申請者に通知します。ただし、申請多数の場合は、公開抽選により補助金交付団体を決定します。

## 8 実績報告

(1) 補助金の交付決定を受けた団体は、事業が完了してから30日を経過する日または当該年度の末日のいずれか早い日までに長岡市除雪共助組織装備準備支援事業補助金実績報告書（様式第3号）及び次の関係書類を提出してください。

- ① 活動実施報告書（初年度）
- ② 活動実施日一覧
- ③ 請求書及び領収書の写し

(2) 補助金の交付決定を受けた団体は、交付決定の翌年度から起算して2年間、当該年度の事業が完了してから30日を経過する日または当該年度の末日のいずれか早い日までに次の関係書類を提出してください。

- ① 活動実施報告書（2年目以降）
- ② 活動実施日一覧

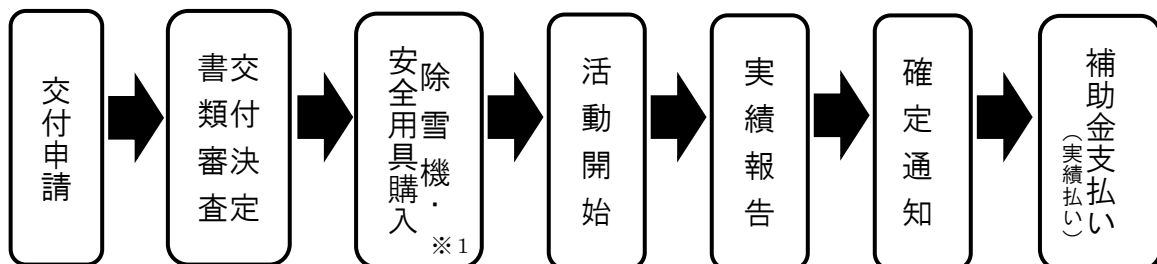
## 9 補助金の額の確定

補助金の実績報告があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、確定通知により申請者に通知します。

## 10 支払いについて

額の確定を行った後、補助金を支払います。ただし、申請団体の財政状況により概算払いが必要であると長岡市が認めた場合は、物品購入後に支払いを行うことができます。

<申請の流れ>



※1 購入した製品及び保管場所の確認に市職員が伺います。その際に、製品本体に「長岡市」及び「管理番号」を明記したシールを貼付します。

## 11 その他

### (1) 譲渡等の禁止について

本補助金により取得した物品は譲渡、交換、廃棄してはいけません。ただし、団体の消滅等やむを得ない事情により、活動を終了する場合は、事前に長岡市へご相談ください。

### (2) 物品の管理について

補助金交付団体は、物品の適切な維持管理に努めるものとし、維持管理及び使用に係る経費は、補助金交付団体の負担とします。